

## 平成 29 年度 学内研究助成金 研究報告書

研究種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究助成金	<input checked="" type="checkbox"/> 研究成果刊行助成金
	<input type="checkbox"/> 21 世紀研究開発奨励金 (共同研究助成金)	<input type="checkbox"/> 21 世紀教育開発奨励金 (教育推進研究助成金)
研究課題名	21 世紀アメリカ議会の憲法解釈	
研究者所属・氏名	研究代表者： 土屋 孝次	

### 1. 研究目的・内容

アメリカ議会が独自の憲法解釈により実施している 6 つの事項（議会調査権、国際協定承認権、弾劾権、課税権、支出権、議院規則制定権）を取り上げ、問題に関する歴史的議論を跡付けるとともに最新の判例を検討することで、議会権限の憲法的限界を具体的かつ実体的に明らかにする。

### 2. 研究経過及び成果

『アメリカ連邦議会の憲法解釈—権限行使の限界と司法審査』（有信堂高文社、2018 年 3 月 28 日出版）(Pp. vii+286)として刊行。

本書の内容

はしがき

第 1 章 議会調査権の権力分立原理に基づく限界

第 2 章 議会調査権の権利章典に基づく限界

第 3 章 連邦議会の国際協定承認権の憲法化と課題

第 4 章 議会による裁判官規律権の機能的限界

第 5 章 課税権の遡及禁止原則に基づく限界

第 6 章 支出権の連邦主義に基づく限界

第 7 章 議院規則制定権の限界と多数決主義

結語に代えて

以上

### 3. 本研究と関連した今後の研究計画

本書において検討対象としたアメリカ議会独自の憲法解釈は、合衆国憲法の基本原理との抵触に関する法的問題として、個別に吟味する必要に迫られているものであった。もっとも、政治機関である議会が個別の憲法解釈を行うに際して、体系的な憲法解釈理論に照らして判断を行っているのか否かは明確ではない。同様に、本書がアメリカ憲法上の基本原則として示した人権尊重主義、権力分立原理、多数決主義、連邦主義なども、そもそも、それぞれ同じレベルの原則として位置付けて良いものか、相対立する場合に調整が必要か否かも検討が要る。さらに、問題を司法審査の対象とすることが困難な状況からは、議会自身の判断において蓄積される慣行、先例について、議会独自の憲法解釈に対する法的評価の材料として、どの様に組み込むかの見極めも求められる。多様な国民を代表する連邦議会に求められる様々な機能に鑑みると、本書対象の権限を含む個別権限の総体としての議会権限の行使のあり方について、総合的な研究が今後の課題となると考えている。

### 4. 成果の発表等

発表機関名	種類(著書・雑誌・口頭)	発表年月日(予定を含む)